

安全マネジメントに関する指針

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章

(目的)

第一条 この規定（以下「本規程」という。）は道路運送法（以下「法」という。）

第二十二條の二の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、日の丸自動車株式会社内、タクシーの関わる業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において、輸送の安全確保に、主導的な役割を果たす。又、現場における安全に関する声に、真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し、輸送の安全確保が、最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する、計画の策定、実行、チェック、改善（plan do check act）を確実に実施し、安全対策を常に怠ることなく、全社員が一丸となって、業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。又、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程の定められた事項を遵守する。
- 二 輸送の安全に関する費用の支出及び投資を、積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正・予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において、必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

輸送の安全に関する目標及び該当目標の達成状況

(輸送の安全に関する計画)

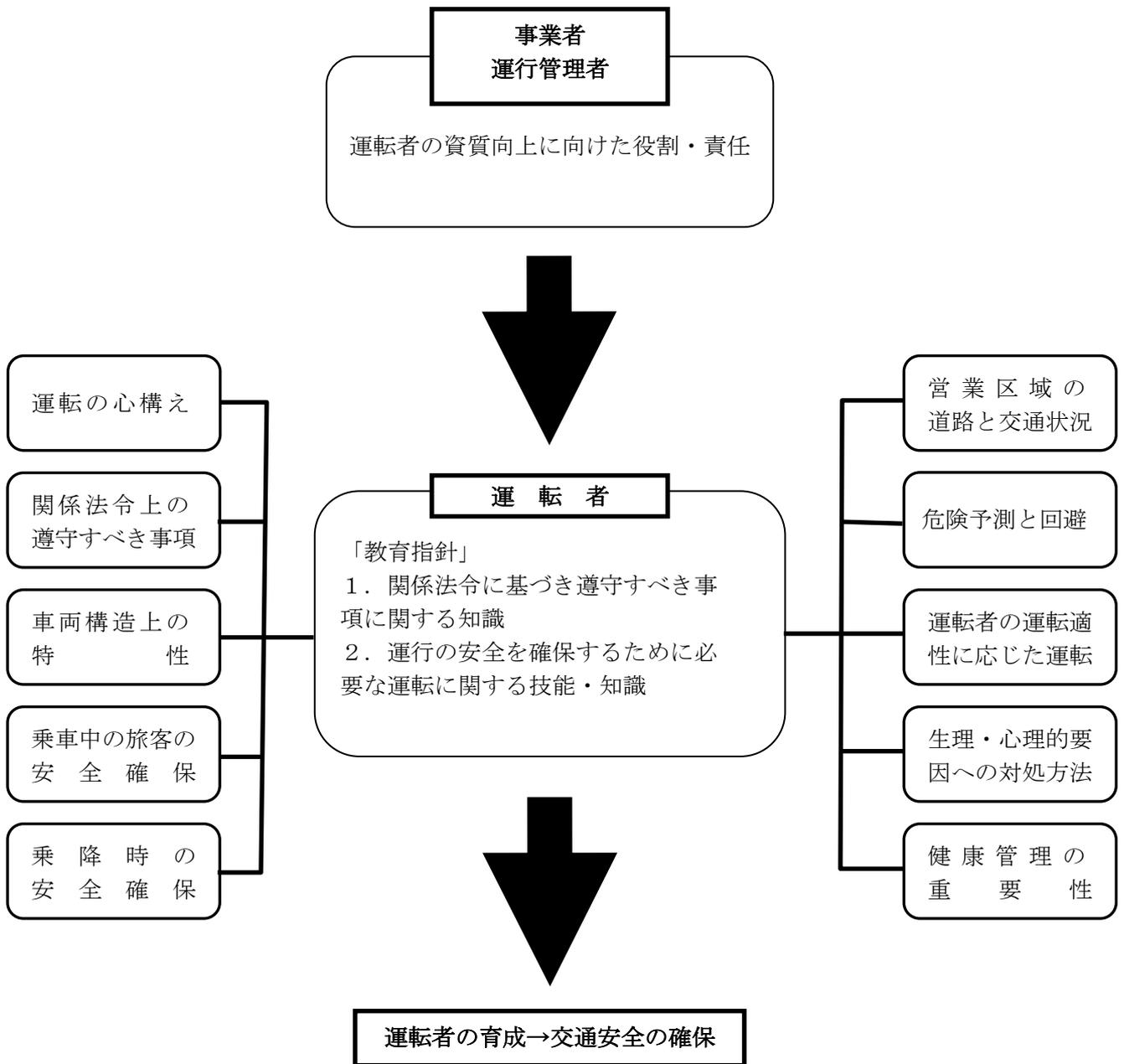
第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

安全マネジメントを確実に実施
(方策)

- 1. 毎日の対面点呼の完全実施
 - ・始業点呼、運行前点検、チェック
 - ・運転免許証、乗務員証、デジタコカード
 - ・アルコール検知器による飲酒チェック

●事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針
(平成 13 年 12 月 3 日 国土交通大臣告示)

事業用自動車の運転者に対する教育



2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

◎重大事故を防止すると共に有責事故件数を5%減を目標とする。

(昨年の前年比▲22%)

平成25年度事故削減目標 別紙の通り

3. 自動車事故報告規制第二条に規程する事故の報告について

平成24年度以降においては自動車事故報告に記載する事故はおきておりません。

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙にて

5. 輸送の安全に関する重点施策

イ. 安全安心に関する重点項目の実施

(安全の実行項目)

- ①法定速度の遵守
- ②交差点での安全確認
- ③車間距離の保持(追突防止)
- ④過労、居眠り運転の防止
- ⑤急発進、急停止の防止
- ⑥飲酒運転の防止
- ⑦シートベルトの着用推進
(声を掛けて助手席、後部席の方に勧める)
- ⑧運転中の携帯電話の使用禁止
- ⑨事故発生における運行規制対応と措置
- ⑩異常気象時の対応

(安心の実行項目)

- ①安全速度遵守
- ②交差点での徐行、停止で安全確認
- ③車間距離の保持(追突防止)
- ④急発進、急ブレーキの防止
- ⑤脇見運転はしない
- ⑥飲酒運転の防止
- ⑦ふんわりアクセル、なめらか走行
- ⑧制服制帽の着用と雨の日の傘のサービス
- ⑨ドアサービスの徹底
- ⑩シートベルト着用推進
(声を掛けて助手席、後部席の方に勧める)

ロ. 初任運転者に対する特別な指導の実施(10日間以上)

- ・安全運転に対する基本事項、法令、交通ルール、マナーを習得させる。
- ・自動車の特性、日常点検方法の実施
- ・交通事故を防止するための留意事項と旅客の安全確保指導実施
- ・危険の予測及び回避、それを回避するための運転方法指導実施
- ・安全運転の実技、道路での安全運転添乗指導実施
- ・初任適性診断受講に基づく指導実施

ハ. 高齢者の安全運転(75歳迄3年に一回受講)

- ・65歳以上の方の適齢診断実施を踏まえた個々の運転の指導実施
- ・加齢に伴う身体機能変化の変化程度に応じた安全運転法等指導実施する。

ニ. 事故若起運転者

- ・死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こしかつ一年間該当事故を引き起こしたことが有る者
- ・死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こしかつ該当事故前1年間交通事故を引き起こした事のない者及び軽傷者を生じた交通事故を引き起こしたことがある者は特別診断を受診させる。

6. 輸送の安全に関する計画

別表 25年教育計画表通り

7. 事故、災害等に関する報告連絡体制

(別紙)

異常気象時等における運行制限等の措置基準に基づき行う。

- ①大雨における対応
- ②強風における対応
- ③大雨、濃霧による視界不良の対応
- ④積雪、路面凍結における対応

⑤地震災害における対応

⑥その他の理由における対応

8. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

- ・春と秋全員（年2回）社内研修会の実施。（会長、社長）
- ・警察官を招いての法令講習会の実施。
- ・年3回有責事故者の事故反省会。
- ・アルコール検知器の設置
本社、営業所に設置。・・・東、うかい大橋、神田町、各務原、笠松
運行始業終業点呼時完全実施。飲酒運転撲滅。
- ・デジタルタコグラフ及びドライブレコーダー全車取付に依る活用。
最高速度（法定）厳守の確認。急ブレーキ、急発進、安定（なめらか）走行確認。
長時間労働（過労）、休憩等の指導。
- ・健康管理について
社内健康診断春秋2回に実施に依る指導と病欠者の診断書の提出と併せ医師の
運転業務の可否の決定の取付。一斉点呼の中にも健康指導実施。
- ・法令研修会の実施（警察署）・・・1～2回
春秋に道路交通法改訂と併せ交通安全事故防止を受講。

9. 安全に関する内部監査結果と措置内容について

※平成25年度においては、

24度内部監査を実施に於いて

- ・ドライブレコーダーの活用による事前事故防止指導と事故発生者指導。
- ・滑らか運転、エコドライブ

を推進決定